○経済産業省告示第百八十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年九月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

表の委任した予算科目名の欄中「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（企業立地促進基盤整備事業に限る。）」を「対内投資等地域活性化総合特区推進費補助金（企業立地促進基盤整備事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百七十二号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示を次のように定める。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。

一　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
二　朝日火災海上保険株式会社
三　エース損害保険株式会社
四　共栄火災海上保険株式会社
五　ジェイアイ傷害火災保険株式会社
六　セコム損害保険株式会社
七　セゾン自動車火災保険株式会社
八　損害保険ジャパン日本興亜株式会社
九　大同火災海上保険株式会社
十　東京海上日動火災保険株式会社
十一　日新火災海上保険株式会社
十二　富士火災海上保険株式会社
十三　三井住友海上火災保険株式会社
十四　明治安田損害保険株式会社
十五　全国共済農業協同組合連合会
十六　全国自動車共済協同組合連合会
十七　全国トラック交通共済協同組合連合会
十八　全国労働者共済生活協同組合連合会

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（自動車損害賠償保障法施行令に基づき損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを朝日火災海上保険株式会社等に委託した件等の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　昭和三十一年運輸省告示第百三十三号（自動車損害賠償保障法施行令に基づき損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを朝日火災海上保険株式会社等に委託した件）

二　昭和四十一年運輸省告示第三百十二号（自動車損害賠償保障法施行令の規定に基づき損害のてん補額の支払の請求の受理等の決定以外のものを全国共済農業協同組合連合会に委託した件）

三　昭和四十七年運輸省告示第百七十六号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約の締結及び当該業務を委託した件）

四　昭和五十八年運輸省告示第百三十九号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約の締結及び当該業務を委託した件）

五　平成二年運輸省告示第百六十一号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約の締結及び当該業務を委託した件）

六　平成九年運輸省告示第百七十四号（自動車損害賠償保障事業の業務の一部を委託した件）

七　平成九年運輸省告示第二百四十号（自動車損害賠償保障事業の業務の一部を委託した件）

八　平成十年運輸省告示第百八十五号（自動車損害賠償保障法施行令第二十二条第一項の規定に基づき、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを、全国自動車共済協同組合連合会に委託した件）

九　平成十三年国土交通省告示第千四百八十四号（自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業の業務の一部を全国トラック交通共済協同組合連合会に委託した件）

○国土交通省告示第八百七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成四年九月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで
三　施行地区　千葉県四街道市大字物井、長岡、栗山及び千代田五丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地
六　事業計画の認可の年月日　平成四年九月二十八日
七　事業計画の変更（第七回）の認可の年月日　平成二十六年九月一日

○国土交通省告示第八百七十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

常磐自動車道　守谷市野木崎字桑下六五番から同市大柏字上小島二一三番まで　平成二十六年九月一日九時

○国土交通省告示第八百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年八月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5174号	磁気コンパスの羅盆	T－165	株式会社佐浦計器製作所	埼玉県さいたま市桜区大久保領家339番1号

○国土交通省告示第八百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年八月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5255号	イマージョン・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（低保温型）	ＩＳ－01	阪神素地株式会社	兵庫県高砂市荒井町南栄町10番地の6